

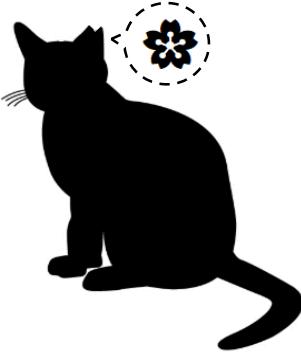
【草津市】 猫と私達の暮らしのてびき

～猫と共に暮らすためのルール～

ねこ【猫】

広くはネコ目猫科の哺乳類のうち小型のものの総称。体はしなやかで、鞘に引き込むことのできる爪、ざらざらした舌、鋭い感覚のひげ、足裏の肉球などが特徴。（略）

－広辞苑－



さくらねこ【さくら猫】

飼い主のいない猫を減らすため、地域の理解と協力のもと管理を行う「地域猫活動」の一環で、不妊去勢手術を施された目印として、桜の花びらのように耳先をカットした野良猫の通称。

🐾 はじめに 🐱

猫は昔からペットやネズミ捕りの名人として大事にされ、私達人間と暮らしを共にしてきました。しかし猫が身近にいる地域において「庭にふん尿をされる」「放置された餌が不衛生」「繁殖期の鳴き声がうるさい」「車や家に爪の跡をつけられた」など、猫に関するお困りの声が市役所に多く寄せられます。なかには「野良猫問題が原因で隣人とトラブルになった」など、地域生活に支障が生じる事態にまで発展するケースもあります。このように猫にお困りの方と、猫を大事にしたい方、そして猫にとって住みよい暮らしづくりの参考にしていただきたく、本てびきを作成しました。

※滋賀県が取り組む動物愛護及び管理に関する計画についてより詳細をお求めの際は「滋賀県動物愛護管理推進計画（滋賀県HP：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/eiseiaigo/300421.html>に掲載）」を、猫との共生についてより詳細をお求めの際は「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン（滋賀県HP：<https://www.pref.shiga.lg.jp/doubutuhogo/inunekosougou/soudan/103526.html>に掲載）」を御参照ください。

🐾 猫のお世話をしている方へ 🍲

◎猫を飼っている方へ

- ・最期まで責任をもって飼いましょう。
- ・不慮の事故や感染症防止のため屋内で飼育しましょう。
- ・近隣に迷惑（におい、鳴き声等）が及ばないようにしましょう。
- ・首輪等で身元表示をしましょう。
- ・多頭飼育崩壊に繋がらぬよう、適正な範囲の数で飼育を行いましょう。※1
- ・望まない繁殖を防ぐため、不妊去勢手術を行いましょう。※2

◎飼い主のいない猫（野良猫）に餌をあげている方へ

- ・餌やりは時間や場所を限定しましょう。
- ・近隣の理解を得て、責任をもって世話をしましょう。
- ・近隣の生活環境に配慮しましょう。
- ・望まない繁殖を防ぐため、不妊去勢手術を行いましょう。※3

※1 多頭飼育崩壊対策についてより詳細をお求めの際は、滋賀県「多頭飼育問題への対応」や「滋賀県多頭飼育対策マニュアル」を御参照ください。（いずれも滋賀県HP：<https://www.pref.shiga.lg.jp/doubutuhogo/inunekosougou/soudan/327155.html>に掲載）

※2※3 草津市では、公益財団法人どうぶつ基金が手術費用等を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、多頭飼育者救済および野良猫の適正な飼育管理を目的とした不妊去勢手術を支援しています。より詳細をお求めの際は「さくらねこ無料不妊手術事業（同法人HP：<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/campaign-latest/>に掲載）」を御参照ください。

🐾 猫にお困りの方へ 💧

猫を排除するだけでなく、命ある生き物として尊重し、猫と人が共生できる地域環境を形成するため、地域猫活動への御理解・御協力を願いします。

⇒3ページ「地域猫対策について」を御覧ください。

法律上の位置づけ

猫に〇〇して良いの??

- ・みだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければなりません。（動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）第2条1）
- ・所有者または占有者は、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければなりません。（動物愛護法第7条1）
- ・飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限りその命を終えるまで適切に飼養することに努めなければなりません。（動物愛護法第7条4）
- ・飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれていると認められる際は、五十万円以下の罰金に処せられる場合があります。（動物愛護法第25条3～4、46条2）
- ・みだりに繁殖して適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他措置を講じなければなりません。（動物愛護法第37条）
- ・愛護動物に指定されているため、不妊去勢手術目的以外での捕獲はできません。みだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処せられる場合があります。（動物愛護法第44条1、44条4、46条の2）

野良猫の保護について+/-

市や県で引き取って
もらえないの？

野良猫か飼い猫かの判断が難しいことや、安易な引き取りによる殺処分増加防止のため、積極的な保護は行われていませんが、負傷した猫や、生後まもなく自活できない子猫については、滋賀県動物保護管理センターにて収容されます。なお、草津市で猫の保護は行っていませんが、不妊去勢手術を目的とした捕獲機の貸出を行っています。

※捕獲機の貸出についてより詳細をお求めの際は「飼い主のいない猫（野良猫）用捕獲器の貸出し（草津市HP：<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/kankyo/petobutsu/seikatsu12020.html>に掲載）」を御参照ください。

猫の習性と被害 //

何でこんなことをするの？

- ・ふん尿：花壇など軟らかい砂や土の上を好んでふんをします。
また尿によるマーキングを行い、自分のなわばりを主張します。
- ・騒 音：繁殖期や喧嘩の際に大声で鳴きます。
- ・引搔く：爪を鋭く保つためや、物に匂いをつけるために爪研ぎをします。

ふん尿被害への対策

糞害に憤慨！
どんな被害防止策がある？

猫は自分の臭いがあり、居心地の良いと感じる場所でふん尿をします。

- ・掃除でふん尿の臭いを除去しましょう。
(土：重曹、アスファルト：洗剤が効果的)
- ・砂や土に穴を掘ってふん尿をすることを好むため、ネット等を設置し、穴を掘れないようにしましょう。
- ・いつもふんをする場所に、猫が嫌いな水を撒いておくのも効果的です。

🐾 猫を近づけないために



キレイなものは何？

- ・忌避剤の活用（ハーブや酢等の嫌いな臭い）
- ・足場を悪くする（水を撒く、とげ状シート、粘着テープ）
- ・猫除けグッズ（センサー感知型超音波装置、ヘビのおもちゃ）

※効果は個体差があります

※忌避剤等についてより詳細をお求めの際は「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン（滋賀県HP：<https://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/inunekosougou/soudan/103526.html>に掲載）」p24および「忌避剤リスト」、「障害物等リスト」（リストは草津市HP：<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/kankyo/petdobutsu/seikatsu12020.html>に掲載）を御参照ください。

🐾 野良猫を増やさないために



不幸な猫を減らすには？

猫にお困りの方、猫の世話をする方、思いはそれぞれあるかと思いますが、共通して「飼い主のいない猫（野良猫）を増やさない」ことが大事です。

- ・無責任な餌やりをせず、時間や場所を限定しましょう。
- ・不妊去勢手術を実施しましょう。
- ・地域猫をはじめとした適正管理について、地域で話し合いましょう。

🐾 地域猫対策について

地域でどんな取り組みをすれば良いの？

～地域猫対策とは？？～

⇒地域が主体となって「餌の管理」「不妊去勢手術」「ふん尿の始末」等の自ら定めたルールに基づいて野良猫の適正管理を行うこと。滋賀県や草津市では、地域猫活動や多頭飼育崩壊に対する活動を行うボランティア団体等と協力しながら問題の解決支援に取り組んでいます。

～地域猫対策の実施に必要な手順（地域でのとりくみ）～

- ①地域で地域猫対策をすることへの合意形成
- ②合意後、野良猫の数の把握
- ③捕獲、不妊去勢手術の実施
- ④地域で野良猫を管理するためのルール作り（餌やりの時間や場所を決め、餌を放置しない。トイレを設置しふんは始末する）

※地域猫対策についてより詳細をお求めの際は「猫との共生を目指すまちづくり（地域猫対策）

（滋賀県HP：<https://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/inunekosougou/soudan/103526.html>に掲載）」をご覧ください。

🐾 地域猫対策の効果

対策を行うメリットは？

◎不妊去勢手術の効果

⇒出産による野良猫の増加や、繁殖期の鳴き声が抑えられます。
縄張りを主張するための尿のにおいが薄くなります。

◎猫の管理の効果

⇒餌やりをルール化することで餌の散乱がなくなり、虫やカラス等が集まらなくなります。また、トイレの設置・管理によりふん尿被害が減ります。
将来的に野良猫が減ることで、ご近所トラブルの解消につながります。

🐾 猫にまつわるエトセトラ

猫の特性について知ろう！

- Q) 何年生きるの？⇒A) 野良猫だと3～5年、飼い猫は15年以上生きる場合も。
- Q) 行動範囲は？⇒A) 500m程度を縄張りとします。
- Q) 何歳から繁殖するの？⇒A) 生後半年から妊娠可能で1年に2～3回出産します。
- Q) 一回の妊娠で何匹出産するの？⇒A) 4～8匹の子猫が生まれてきます。

猫に関する市や県の役割について

- ◎動物愛護の推進に向けた方針や施策の決定（滋賀県）
- ◎飼育の適正化にかかる啓発、指導（滋賀県）
- ◎滋賀県による動物愛護の推進や飼育の適正化への協力および側面支援（草津市）
- ◎地域猫活動にかかる助言（滋賀県）
- ◎野良猫の保護に関すること（滋賀県）
- ◎飼い猫の引き取りに関すること（滋賀県）
- ◎不妊去勢手術費や餌代の補助に関すること（滋賀県、草津市）
- ◎不妊去勢手術のための捕獲機貸出に関すること（草津市）
- ◎その他猫に関する相談先（草津市）

問い合わせ先一覧

相談項目	内容	問い合わせ先
地域猫活動について	地域で飼い主のいない猫問題に取り組みたいとお考えの場合はお問合せください。	
適正飼育等の啓発・指導について	猫の適正飼育や多頭飼育、飼い主がいない猫への無責任なえさやりなどについてお困りの場合はお問合せください。	<ul style="list-style-type: none">・滋賀県動物保護管理センター 0748-75-1911・滋賀県動物保護管理協会 0748-75-6522
飼い猫の引き取りについて	やむをえない理由により飼い続けることが難しい場合はお問合せください。	
飼い猫がいなくなった場合について	猫が逃げ出した、迷い猫になった場合は保護されている可能性がありますのでお問合せください。	<ul style="list-style-type: none">・滋賀県動物保護管理センター 0748-75-1911・滋賀県動物保護管理協会 0748-75-6522
傷ついた猫を保護した場合について	親がいない子猫や傷ついた猫で放っておくと危険な猫を保護された場合はお問合せください。	<ul style="list-style-type: none">・草津保健所 077-562-3549
捕獲器の貸し出しについて	飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせたいとお考えの市民や団体等に対して、無償で捕獲器を貸し出しているのでお問合せください。	
さくらねこ無料不妊手術事業について	地域猫活動や多頭飼育崩壊に対する活動を支援するため、公益財団法人どうぶつ基金が手術費用等を全額負担する支援制度がありますので詳しくはお問合せください。	<ul style="list-style-type: none">・草津市役所生活安心課 077-561-2340
猫の忌避剤について	猫に立ち入ってほしくない場合にどのような方法があるのかを知りたい場合はお問合せください。	

草津市 生活安心課
令和5年6月

TEL 077-561-2340 FAX 077-561-2479
〒525-8588 草津市草津3丁目13番30号